

沖縄の神女組織の確立

宮 城 栄 昌

Establishment of "Shinjo" (God-Woman) System in Okinawa

Eisho MIYAGI*

SUMMARY

In the society of Okinawa (Ryukyu Islands), sisters called "Onari" are considered to be gods who protect brothers called "Ekeri"—a thought originated in a maternal society.

In a village community ("Makiyo"), God "Onari" (as "negami"—priest) in a pioneer family and "ekri" (as "nehito"—administrator) governed the community, taking the form of unity of religion and government.

In contrast to God "Onari", "Hino-Kami" (fire-god) protected the family itself, the housewife acting as a priest. There were not only "Hino-Kami" (fire-god) guarding the family, the village and the state, but also "Shin-jo" (women serving) taking charge of the religions rites.

In the 10th century Okinawa, there were provincial feudal lords, "Aji". "Noro" was a "shin-jo" (god-serving woman) who protected "Aji" and most of these Noros had evidently been transformed from "negami". "Noro" is different from Shaman.

The system of god-women was established in the reign of King Shōshin (who ascended the throne in 1477) when centralization of power was accomplished—a hierarchy of "Kikoeōkimi, the highest god-woman, down to "noro" in the country districts. Through religion, these god-women assisted the King in ruling the state and contributed to the establishment of unity of religion and government. The system was preserved even after the abolition of clans and establishment of prefectures in 1879, and, in the case of "Noro", the system still exists in some provinces.

目 次

1 おなり神と根神	4 神女組織の確立
2 火の神	5 神女の祭祀内容
3 ノロの出現	6 政教の分離

1 おなり神と根神

沖縄で「おなり」(おめなり又はうない)といわれる姉妹は、「えけり」(おめけり又はう

* 歴史学教室 (Dept. of History)

き一)といわれる兄弟を保護する現人神^てと観念されている。彼女らは^{せじ}靈力高い存在であり、その靈力は彼女らの毛髪や手織りの手巾^{てきし}などにこもるものであった。兄弟が旅立つとき、「おなり」の毛髪を守り袋に入れ、またその手巾を貰う風習は、近代末期までつづいていた。

島々では航海がさかんで、^{やまと}大和(日本)・朝鮮・唐(中国)との貿易も早くから開始されていた。航海中に「えけり」を保護してくれるのも「おなり」であった。おもろに、

一、くのみぢへりきよが、	邑落の神女のみぢへりきよが、
みぢへりきよがふなやれ、	みぢへりきよが祝福する船航海、
神やおなり神	守護神はおなり神
ころはいしゑけり ^り	渡海するのは善き兄弟

というのがある。また、

一、おれづむがたちよれば、	春の季節風の吹く3月になったので、
あがあしやげ、かみあしやげ、	あが祭屋、神祭屋で、
おなり神でづりよら、	おなり神は祈るであろう、
大きみに	「大君に
まはゑこうて、はりやせ ²⁾	真南風 ^{まはえ} 乞うて船出せよ」と

というのがあり、その他にもおなり神の保護を謡ったおもろがかなりある。古くからの信仰に導かれたおもろであろう。

白鳥はおなり神の象徴化されたものと信じられていたから、航海中に船の帆桁などに白鳥がとまるのは、縁起のよいこととされていた。琉歌に「お船^ねの高艦^{しらとや}に白鳥の居ちよん、白鳥やあらぬおめなりお^{すじ}霊³⁾」(船のとも高い所に白鳥がとまっている。いやあれは白鳥ではない。姉妹の靈神すなわちおなり神である)とあるのは、その思想のあらわれである。

おなり神の靈力は「えけり」に及ぶだけで、たとえ彼女が結婚しても、その夫には及ばなかった。その点からみて、おなり神の思想は、母系制社会に発したと言えよう。「えけり」に対する保護力は、結婚の有無に左右されなかったが故に、「おなり」は独身でなければならない理由はなかった。それからみて、後世のノロや^{きこえ}聞得大君などの独身制は本来のものでなく、政治的意図によって強制された疑いがある。

村落であるマキヨの膨張は、一門の発展にほかならない。その結果、多数現われてきた分家は、本家である^{にどころ}根所^{にーやー}(根屋あるいは^{にがみやー}根神屋)を中心に結合を強固にした。草分けの家のおなり神は根神となり、「えけり」は根人(にーんちゅ、あるいはにっちゅ)となり、祭祀と行政の合一で、村落の統制がおこなわれた。やがてマキヨには、他の一門の移住もあるべきであった。しかし根神は草分けの家に世襲された。複数根神が現存するところがあるが、これはマキヨの地縁共同性が強化された後世の移住関係によるものである。

マキヨ全体の祭祀権が根神に掌握されるようになると、マキヨの各一門の祭祀は、コデによっておこなわれた。すなわちコデは、その一門の宗教的結合をはかる存在であった。コデは沖繩古語辞典の混効験集に、「さしば(又はむつき)はくでの事、又くでとは託女^{かみんちゆ}の事也、今神人と云是也」とあるクデである。敬称して御託女子^{おくでんぐわ}ともいう。沖繩の習俗と

して、人家が7世つづく^と男女2柱の神が生れるとされている。元祖神のことである。そこで親族の中から2人の女子を択んで神コデとなし、これに祭事をつかさどらしめた。男神に仕えるものを「オメケイオコデ」といい、女神に仕えるものを「オメナイオコデ」といい、祖先の神霊によって択ばれる終身職とされていた。現在でもコデを残している部落があるが、一門1人となり、しかもノロの司祭する部落の祭事に関係しているのが大部分である。

マキヨにおける族勢の強大化と生産の増強は、根人または大ころとなった根人の政治的権力を強め、彼は部落の男たちであるコロの先頭に立って活躍した。その活躍はつねに、根神としてコデを支配する「おなり」の守護によっておこなわれていた。根人は更に根神に支援されて周辺部落の併呑^{あじ}に乗り出し、次第に按司化していった。

2 火の神

「おなり」が一家内で「えけり」の守護神であるのに対し、家そのものを護る神は火の神である。その司祭者は主婦で、火の神の祭祀権を委ねられたとき、主婦の座が安定する。

沖繩の家庭の台所、すなわちトングラーには、かならずといってよい位に、竈の後方に3個の石が並んでいる。これが火の神のよりましで、「火の神がなし」または「おかまがなし」(註、がなしは敬称)といい、上品な言葉で「御三つ物^{うみもん}」といわれる。1709年(宝永6=尚貞41)に編さんした女官御双紙や、1713年(正徳3=尚敬1)にできた琉球国由来記には、首里城内や聞得大君御殿などの火の神は御火鉢の御前、首里殿内や地方のノロ殿内および根所のそれは、火神御前あるいは火神の前と記してあるが、「ひぬかん」とか、「石のよらむさ」などの言葉が古いとされている。鼎形に立てて、古い形式の竈の機能を果すようにしてあったのが、その古形である。新様式の家屋が建てられ、母屋の裏座敷にジュールという囲炉裡ができると、そこに鼎立した形で、火の神を安置する家があった。

火の神の石は海浜から拾ってくる。ニライカナイから押し寄せてきたとされているからである。そのニライカナイとは、先祖神の住む海の彼方の理想郷であるが、ニライ大主^{うらぬし}は火の神の本地で、火も稲もニライから将来されたと信じられている。それゆえ火の神は、ニライカナイへのお通し(遙拝)神でもある⁴⁾。

女性⁵⁾は神性の所有者である。また火は一家の結合と繁栄の根源的要素である。家の管理をつかさどる主婦——母系制時代には一家の中心的存在であった主婦が火の神を祀るのは、そこから出ている。主婦は一家の幸福、子孫の繁昌、豊作・豊漁をこの神に祈願した。朔日・十五日は定期的な祈願日であるが、ほかにノロの司祭する村落の年中行事や、その家の出産、結婚、普請、立御願・解御願、家族の旅立ち・旅帰りなど、何かにつけてこれを拝んだ。ごく特別な場合を除いては、火の神拝みは祖霊に優先していた。

沖繩の火の神拝みが、古代社会にみられた火を絶さないいわゆる不絶火の信仰と結びついていることはいうまでもない。竈やジュールに薪を入れて灰で蔽い、翌朝まで火種を保つ風習は、マッチが普及した以後にもみられた。しかも火を絶さないようにするのは、主婦の責任とされていた。不絶火は火の神からの保護の中絶を意味していたからである。ただ

旧暦 10 月の^{かままい}竈廻の日と、その家に死人が出たときには火は消された。これは力が衰え、あるいは不幸をもたらす火を更新して、一家の幸福と繁栄を燃えさかえさすためであった。

火の神拜みには、主婦は花米、^{ごすい}五水、神酒、肴その他の供物を用意し、これを膳にのせて供えた。火の神前の板の間に蕙を敷き、泥造りの香炉代わりの御香立に御香（仙香）を立てて拜むのである。火の神の石には塩がのっけられている。これは塩のもつ呪術的な力によって、火の神を不浄から護るためであろうが、御願のその日に、新しい塩がのせられることがある。

兄弟を守護するおなり神は、火の神の司祭には関係がない。「おなり」は自ら靈力を有する神自体であって、他の神の靈力を導き出す存在ではない。「おなり」が火の神を拜むときは、主婦の名においてである。しかし火の神信仰は、原始時代からのものと思われる。しかも婿取り婚が一般的であった母系制時代に、「おなり」は主婦として、家族の守り神である火の神に対し、その夫や子供たちの幸福を願ったに相違ない。その意味で、「おなり」も火の神の司祭と無関係ではなかった。根人や按司や国王の「おなり」として、根神やノロや聞得大君などが火の神を拜んだのは、「おなり」の本来的機能であったとみなされる。

各戸の火の神に対し、一門の根所には、一門全体の火の神が祀られていた。それを祀るのはオメナイオコデであった。オコデは自らの「えけり」に対しては「おなり」であったが、一門全体に対しては、火の神を通じて一門の結合と繁栄をはかる中心体であった。村落が単一の親族で構成されている場合には、オメナイオコデは根神と一致することになる。

ところが、一村落に複数一門が存在するときには、根所の火の神は、地縁の村落の火の神となる。すなわちその火の神は、その家、その一門および村落全体の神となる。しかも根人が政治的存在化すると、その「おなり」である根神も、政治的支配に協力する宗教的支配者になる。そのために、根所の火の神は、火の神の^{とん}殿という母屋内の囲炉裡に祀られた。これは草分けの家の権威を高めるために、意図的に祀られた火の神であり、その囲炉裡は模型化されてさえた⁵⁾。

根神屋における火の神の殿は、後のノロ^{とんち}殿内にも、3山のノロを統轄する首里の^{みひら}三平等（首里・儀保・真和志）の大あむしられ殿内にも、全神女を支配する聞得大君御殿にもあった。ノロ・大あむしられ・聞得大君は、按司や国王の政治的支配を宗教的面から擁護するもので、その火の神の殿は政治的支配の意味をもつものであった。しかもノロと按司、聞得大君と国王は、「おなり」と「えけり」の関係のものであった。火の神は本来「おなり」が祀るべきものであった相を、ここにみることができる。

女官御双紙によると、首里の汀志良次にあった聞得大君御殿には、御すじの御前、御火鉢の御前、金の美御すじの御前の3体が祀られていた。伊波晋猷説によると、いずれも火の神の分化したものである⁶⁾。

地方のノロ殿内にも、3体あるいは2体の火の神を祀っているところがある。2体は世の主と国の主のためのものであり、3体の場合はこれにお嶽神のためのものが加わる。世の主すなわち国王、国の主すなわち按司（領主）、村落の長すなわち^{うつち}掟あるいは根人の長

命を通じて、王国・領国・村の繁栄を祈念するのであった。とにかく、聞得大君以下の全神女と全主婦の祈願が、火の神に対しておこなわれていたのであるから、沖縄社会の宗教的支配に、火の神のもつ力の強大さが把握できよう。

3 ノロの出現

沖縄では 10 世紀ころ、地方領主にあたる按司が現われた。武力を背景にいくつかのマキヨを統一したもので、根人から転じたものが多かったであろう。按司もまた所領併呑の闘争を繰返しながら、按司の上のテダ（太陽）あるいは世の主といわれる大按司がついに王統を樹立した。按司時代は 1429 年尚巴志が沖縄全島を統一したときまでつづいた。

按司や王の領内統治は、精神的にはおなり神にあたる神女の宗教的活動に援けられていたこと、前代の支配方式と何らことならなかった。おもろには、神女が按司を護り、あるいは栄光を讃美したものが多数ある。たとえば、

一、きこへさすかすは、	聞え指笠 ⁷⁾ （神女名）は、
まふるきみやれば、	王の守り君なれば、
くもこいろてりやあがてちよわれ ⁸⁾	王は美しく照り上りおわせ

がその例である。また

一、ぐすくまのあざいによ、	城間（地名）の按司の、
あざいによひろみやに、	按司の広庭に、
おれなおせかみたかみ、	降りなおす神たち神、
又、又よしのあざいによ ⁹⁾	又、又吉（地名）の按司の

は、神女たちが按司を寿いで神遊びをするさまを謡ったものである。

いくつかの部落が統一されて、一領主によって支配される社会は政治社会である。その守り神であった根神も、数部落の上に立ち、政治的においの強い神女組織が形成されていた。この公的性の守り神がノロであり、更に 3 山の根拠地である浦添・大里・今帰仁などには、王のおなり神、後の聞得大君にあたる神女も出現したのである。

ノロはノロクモイあるいはノロクメと言うが、ノロは「祈る」あるいは「祈る人」・「宣る人」で、クモイあるいはそれがつまったクメは敬称である。女官御双紙によると、司雲上という高級神女がいるが、それをツカサクモイと称している。漢字ではノロに祝女あるいは巫女をあてている。しかし巫女には、「トキ女」すなわち「女ユタ」の意があるから、祝女と書くべきである。

宮古・八重山の先島^{さきしま}では、ノロをツカサ＝司といい、いかにも官制上の名称にきこえるが、ツカサはイベ＝威部の同義語で、琉球国由来記に出てくる「くばづかさ」・「マーニ司」が示すように、お嶽の中心をなすイベ神の神名にほかならない。

またノロをシャーマンとし、ノロの信仰をシャマニズムとみるのがあるが、それは当たらない。ノロはニライカナイへのお通し神である火の神を通じ、あるいはイベ神のいましどころであるお嶽を拝んで、領主の繁栄、村落の平和、五穀の豊穰、航海の安全、風水旱害の防止などを祈るもので、本来は病魔や死霊に関係しない。ノロが個人の招福攘災に関係

したのは、その性格が変化した近世中期からである。

ノロが按司社会で名称付けられ、組織化の方向を辿ったにしても、それがいつごろからであったかを明確にすることは困難である。おもろにノロのことを謡ったものがかなりあるが、事実の存在とおもろの成立期とが、かならずしも一致しているとは限らない。たとえば 1374 年（洪武 6）、中山王^{ぎつと}蔡度が弟の泰期を明に派遣したことを謡ったとするおもろ、すなわち

ふるげものろのふし	ふるげも（地名）のろの節
一、おざのたちよもいや、	宇座 ^{うざ} （地名）の泰期 ^{たき} 殿に、
いちへき、たちもよいや、	あっぱれ泰期殿に、
かがみいろの	鏡色の
すでみづよ、みおやせ ¹⁰⁾	お水（酒）捧げん

は、ノロに関する資料の早期のものであるが、果して最初の対明貿易船の帰還についてのものであるか、また「ふるげものろのふし」のふし名は、いつからのものであるか判然としない。

中頭具志川村^{えす}江洲辺に残っていたとみられる古い墓碑に、「兄えすあんじ左、妹つきおやのろ右」というのがある。按司時代のものであろうが、これも時期が不明である。

球陽巻 2 尚思紹王（1406 年即位）伝に、思紹の妹は場天ノロを称したとある。かならずしも信がおけない。ただこのノロは、おもろに「きこへばてんのろ、みやげぼしゃの、わかいきよ、……又とよむばてんのろ」¹¹⁾（聞え馬天ノロ、見たさ逢いたさの、若い人、……又^{とよ}響む馬天ノロ）と謡われているその馬天ノロと、同一人といわれている。またおもろには、「いとけなのろ」（糸慶名ノロ）や、「せりかくのろ」（勢理客ノロ）すなわち「あけしののろ」のことがみえている。これらは 14 世紀以後流行した「えさおもろ」の中のものである。

それからみると、少くとも 14 世紀以後には、ノロという名称の神女が現われたことになる。14 世紀と言え、英祖王統の時代で、沖縄の政治組織がかなり整えられてくるときであるから、神女組織の整備も考えられないことはない。

ノロが出現しても、各村落には依然として根神が存在してノロに仕え、ノロが数村落の支配者と化する形が築かれつつあった。また各家庭での主婦の祭祀的位置も、変わりがなかった。

按司の出現によって、かまえすなわち貢租が強化されたことは、史料やおもろの示すとおりである。球陽巻之一英祖王 2 年（1261）条に、「天孫氏の世は賦税の田地有る無し。但し国に一度事あれば、索を以て人の頭を廻して一尺となし、以て稲米を束ぬ。之を名付けて一束と言ひ、以て稲米一束を朝廷に貢ぐ。後年に至り国中の男女、毎年皆稲米一束を王に貢げり」とある。英祖王時代には、貢納制が更に確立したとみられる。徴税組織の下部責任者として、各村落に村長（おそらく^{むらおさ}掟^{うつち}=物言ひ）が置かれたようである。ところがおもろに、

一、あけしのかみにしゃが、	あけしなの神女様、
---------------	-----------

- なんぢゃこがねよらちへ、
 金銀丸=金銀の貢物を積み、あけしのの
 神女が乗っている船=真帆揺らし、
 はりよるきよらや、
 走りよる^{きよ}美らや、
 又なよかさののろにや
 又なよかさの神女様
- 一、きこえあけしのが、
 貴きあけしのは、
 ぢゃくにかなしけや、
 御国愛すれば、
 上下のかまへ
 上下の貢物
 つでみおやせ、
 積み満して奉れ、
 又とよむあけしのが
 又貴きあけしのは
- 一、しませんこおやのろ、
 しませんこ=地名=の親のろよ、
 おやのろはたかべて、
 親のろは祈りを捧げて、
 あぢおそいに、
 わが王のために、
 かまへつでみおやせ¹²⁾
 貢租取り立てて奉れ

などというのがあって、神女と租税の徴収および運搬のことが謡われている。

按司時代のノロは、村落の祭に初穂や供物を捧げることがあっても、直接徴税する義務はなかった。しかしノロを徴税に関係させることは、効果的なことであった。そして貢租物の輸送にあたっては、ノロ自身も乗馬または乗船して、陸路や海上の安全を祈りながら、目的地まで行くことがあった。後世、宮古・八重山で貢納船が船出するとき、津口のお嶽での祈願が、大あむ以下の司の重要な行事になっていたのは、ただに航海の安全のことばかりでなく、貢租品の輸送が神女たちの責任であった意味が含まれていたからであろう。

4 神女組織の確立

按司時代に政治的組織の方向を辿った神女組織が確立したのは、中央集権制を完成した尚真王(1477年即位)時代であった。

向象賢^{しょうそうけん}の中山世鑑以下の沖繩の歴史書の天地開闢説によると、天帝の子が産んだ3男2女の中、長女は君々の始め、次女は祝々の始めとなった。君々・祝々について、球陽は、「君は婦女の神職を掌る者の称也。君々とは貴族の女婦数十人をして各々神職を掌らしむが故、之を合称して君々という。康熙の初め議してその数を減じ、而して今は数職存するあり。祝は亦、神職を掌る者の称也。祝々とは諸郡諸村各々婦女の神職を掌る者あり。故に之を合称して祝々という。今に至るまで尚存す。而して倫道始る」¹³⁾と説明している。

天地開闢説は、向象賢が古事記や日本書紀を参考にして造り上げたものであるが、君や祝は沖繩の現実的な存在であった。しかし神女の発生的順序は、神→祝→君で、君は少くとも神女が政治的に組織化されたときに現われたもので、普通三十三君と総称されている。

1709年の女官御双紙や、1713年の琉球国由来記には、きこえ大君がなし以下諸間切(町村制の村にあたる)諸嶋ののろくもい以上49の神女名称が出ている。三十三君¹⁴⁾という

のは、多数を意味する呼称であろうが、1609年僧袋中が編集した琉球神道記の君真物の条には、「託女三十三君ハ皆以テ王家也、妃モソノーツナリ、聞補君（聞得大君のこと）ヲ長トス、都テ君ト称ス」とある。三十三君も広い意味ではノロを称していた。

三十三君最高の神職である聞得大君は国王のおなり神で、1469年即位した尚円王の王女月清が、初めて任命された。最高神職は「さしがさ」（佐司笠）が最も古く、ついで「あふりやゑ」（阿応理屋恵）がこれに代わり、第2尚氏時代に聞得大君に固定したのである。1501年（弘治14＝元龜1）建てた^{たまうどん}王陵の碑文の「きこゑ大きみのあんしおとちとのもいかね」や、1522年（嘉靖1＝大永2）4月9日建てた真珠湊碑文・1546年（嘉靖25＝天文15）12月30日建てた添継御門の南碑文の「きこゑ大きミ、きみきみのおれめしよわちへ」（聞得大君、君々が降臨し給い）は、金石文としても古いものに属するが、尚真王時代の聞得大君の存在を証明するものであり、その聞得大君は前記の月清ならびにその次の峯間の聞得大君のことに相違ない。

聞得大君は月清以後、王女・王妃・王后がその地位についたが、1677年（尚貞9）からは、王后に継がせることに固定した¹⁵⁾。王女の場合でも、かならずしも未婚者に限らず、たとえば、第3代の大君は尚永王の娘で、向氏島添大里王子朝長の夫人たる人であった。春宮妃がこれに任ぜられることもあった。第7代の大君は毛氏^{ぎきみ}座喜味親方盛貞の娘で、春宮尚純の妃であった。この婚姻制は、齋宮・齋王制と著しく異なる点であった。

聞得大君は知念間切の惣地頭職に任ぜられ、200石の知行を給せられていた。人により加増されることがあった。たとえば1677年（康熙16）第6代の大君に任ぜられた尚貞王妃は、妃の知行高300石を合して500石となり、1703年（康熙42）第7代の大君となった春宮尚純妃は、100石加増されて300石となっている。摂政の知行高600石、三司官の400石、王子の300石、按司の200石（摂政の子たる按司は300石）に匹敵する高給であったといわねばならない。また聞得大君御殿には、親方部大親以下御召付親雲上以上、21人の官人が奉仕していた¹⁶⁾。これも王妃の官人に劣るものでなかった。

三十三君の大部分は、王室や上層階級の女性に、知行を与えるための臨時的神女であった。それも1648年（尚質1＝慶安1）、薩摩から俵米停止令が出されて以後、扶持米も地位も次第に整理されていった。6石を給せられていた^{つかさくもい}司雲上の俵米が停止されたのは、尚敬王の9年（1721）であった¹⁷⁾。そして聞得大君と、第2尚氏発祥の地の伊平屋阿母、そのお通し所（遙拝所）であった今帰仁の阿応理屋恵、それに久米島最高の神女君南風だけが固定した。伊平屋阿母と君南風は、その地のノロの総支配者となった。

尚真王は中央集権制を確立するために、全按司の武装を解除して首里に居住させ、その所領である間切には、按司掟を派遣させて行政にあたらした。そのとき、首里の三平等に遙拝所を設け、「大あむしられ」を任命して、3地域の総括的祭祀権を行使させるとともに、その地域のノロを支配させた¹⁸⁾。大あむしられの「あむ」は母の義、「しられ」は治める義であるから、政治的意義をもつものであったことが知られる。これは神女組織化の最も大がかりのもので、それを通じて宗教権に対する政治権の優位をはかり、按司たちの守護神であったノロを、中央の統制下に組み入れたのである。

大あむしられは世襲制で、王府の良家の娘らが任命された。首里殿内は易氏、眞壁殿内は毛氏、儀保殿内は章氏が継承した。掟あむ1人・作事あむ1人を伴っていた。平等内に所領があり、ほかに扶持米を給せられた。

首里あむしられのもとに、根神あむしられがおり、恵氏久高一族の世襲となっていた。はじめは首里大あむしられの地位にあったが、ある時代に、適當の年令の女がいなくなったので、大あむしられは他氏から任命され、7歳の少女が首里のろがま（小祝女）の名で、祭祀をおこなっていた。それが代替りのとき、朱印状を焼却し去る事故があったために、地位をおとされて根神大あむしられになったと、女官御双紙に記してある。

第1尚氏時代には、職名はともかく、最高神女であったものが、第2尚氏の出現によって、その地位を移譲したことを示すもので、根神大あむしられというところに、古くから一地に居住していたことがわかる。この地位の移譲は、第1尚氏の興隆地であった佐敷馬天のノロが、第2尚氏最初の聞得大君（月清）の御新下り（就任式）のとき、神名を譲ったのに似ており、政權交代によって、その守り神たる神女の地位や神名が変わったことを物語っている。もはや神女たちは、政治権力下の存在であった。

首里以外の「あむ」の中、伊平屋あむは、前述のように、尚円王の姉に始まり、その子からは按司部の地位をあたえられ、世襲あむとして伊平屋・伊是名のノロを支配した。今帰仁の阿応理屋恵は、北山王のおなり神であったであろうが、第2尚氏時代になってから、伊平屋のお通し神となった。

久米島の君南風（はえはべーとも言う）の南風は、敬称であろうといわれている¹⁹⁾。3姉妹の中、長女は首里の冕の森に住み、次女と三女は久米島に渡って東嶽と西嶽に住んでいた。やがて次女は八重山に行ってオモト嶽に居住し、三女は久米島に止まって君南風になったと、女官御双紙にあり、またおもしろにもそのことが謡われている（1の36）。

1500年（尚真王24）の八重山の赤蜂征討のとき、君南風が従軍して戦功を樹立する物語もここから発しているが、久米島は第1尚氏時代、2回ほど中山王の侵略を受けているから、その服従の過程が神女移住の物語となったとみられる。もともと同島に居住していた根神の中、最も有力なものが、ノロたちを統制する者として公認されたまでであろう。君南風には高8石2斗1升3合余のおえか地と扶持米7斗5升が給され、また免夫が与えられた。免夫は1671年（康熙10）以前は仲里・具志川両間切から男夫150人給せられていたが、翌年以後2人と定められた。

泊の大あむは、1466年（成化2＝尚徳6）に初めて任命された。尚徳王が鬼界島から泊港に凱旋したとき、泊里主の妻は、船中では飲料水に不自由したであろうと推量して、清水を王に捧げた。王は大いに悦び、夫の呉弘筆には泊地頭職を与え、妻は泊あむ潮花司となし、浦添間切名嘉泊に田地を与えた。17世紀半ばの順治年間には、習氏の世襲になっていた²⁰⁾。

那覇の大あむは、嘉靖年間、銭氏与那城親雲上真方の娘の真牛金を任命したのに始まっている。真牛金は若くして夫に死なれたが、貞節を守り再婚しなかったのを賞されて、大あむに任命されたのである。女官御双紙にみえる万曆10年（1582）の辞令中にある「お

とまそもい」は、もとの大あむの姪とあるから、おそらく真牛金の後を姪が継ぎ、錢氏の世襲職となったとみられる。

泉崎の大あむの任命期は不明である。久米村の西井の大あむ、東井の大あむは、1392年の閩人 36 姓の来往に端を発するが、大あむとしての任命が判然とするのは崇禎年間であるから、帰化人の信仰が沖繩人なみになるのには、時間を要したことが知られる。これら大あむがおえか人（官人）化した時以後、扶持米として米 5 斗・雑穀 1 石が給された。また楚辺・那覇・泉崎大あむには、掟あむ各 1 人、泊大あむには掟あむ 1 人、作事あむ 1 人が随従していた。

宮古・八重山の大阿母は、1500 年（尚真 24）に勃発した八重山大浜のオヤケ赤蜂反乱²¹⁾を鎮定した論功行賞として任命されたのに始まっている。赤蜂蜂起の真原因は、中山正譜や球陽の記事の如何にかかわらず、石垣の豪族長田大父をはじめ、近隣の勢力を一掃し、ついで中山の支配から脱却して、八重山に君臨することになった。この戦いに多数の神女が、敵味方ともに活躍していたことは、後述するとおりである。

赤蜂征伐の戦功によって、長田大父は古見大首里大屋子（西表古見頭職）に任命された。赤蜂懐柔のために、その妻とされた大父の妹古乙姥は戦後殺されたが、他の 1 人の妹真乙姥は、八重山最高の神職である大阿母（ホールザーマイともいう）に任命された。しかし彼女は、官軍の帰還についての託宣に関して自分を助けた平得村多田屋のオナリにそれを譲り、自分は航海の神である永良比金神職を賜わった。またその時、オナリと真乙姥に金簪を与え、大阿母にはおえか地と俵米 1 石 5 斗を、永良比金には 1 石を賜い、両職ともその子孫が世襲することになった。ただし永良比金は、1678 年（康熙 17）廃止された²²⁾。

またこの反乱では、宮古の仲宗根豊見親は王府軍を先導した功により宮古島頭職を受けられ、その妻のウズメは 1503 年（尚真 27）大阿母に任命され、それを世襲することになった。そのとき、金簪 1 顆、白絹衣 1 領、素珠 1 串を賜わった。さらにいつの時代からか、扶持米 8 石、免夫男 4 人、女 4 人賜わっていたが、1678 年（康熙 17）扶持米は 5 斗に減少された。田地もあったが、18 世紀初頭には荒地となり、500 束の収穫をあげる土地があるだけであった²³⁾。

1685 年（貞享 2＝尚真 17）両島の大あむは、島の諸女の上に坐することになった²⁴⁾。また同治 13 年（1874＝明治 7）宮古島仕上世例帳に、「頭以下目差役迄、夫婦并大阿母諸上納物令免許候、尤右役儀召揚候共可為同断事」とあることは、旧来の慣行を踏襲したものとみられ、しかも八重山の大阿母も同待遇を受けたであろう²⁵⁾。

宮古大あむのもとには、掟あむ・作事が各 1 人いた。やはり免税の恩典を受けていた。村落には司がおり、大あむがそれを支配した。女官御双紙に村々に 2, 30 人の世なふし神（世直神）がいると記してあるのは、司以下の村落神女のことである。首里王府が任命するのは大阿母だけで、司は大阿母の任命になっていた。

1610 年（慶長 15）まで琉球王の支配下にあった与論島・沖之永良部島・徳之島・奄美大島・喜界島にも、大あむにあたるものがいた。大あむしられ・大あんしゃり・大あむなどと称していた。世之主の夫人や姉妹が任命されていたようで、村落のノロを支配していた。

これら「大あむしられ」あるいは「大あむ」の下部機構に属するノロの組織も、第2尚氏の初期には完成していた。そのノロには、前代から存在したノロのほか、根神から昇格したものもいたであろうが、すべて王府から正式の辞令によって任命された、いわゆる公義ノロである。ノロの辞令は、太平洋戦争前までかなり残っていた。16世紀後半の万暦年間のが比較的多かったのは、ノロのおえか人(官人)化が、そのころ完成していたことを示している。つぎのはその一例である。

しよりの御ミ事	首里の御詔
きんまきりの	金武間切の
おんなのろハ	恩納(部落名)のろは
もとののろのくわ	元ののろの子
一人まかとうに	一人まかとうに
たまわり申候	賜わり申候
しよりよりまかとうか方へまいる	首里よりまかとうが方へ参る
万暦十二年五月十二日 ²⁶⁾	

当時の辞令は、すべてこのような仮名書であり、やがて1600年ころから漢字仮名交りの候文となる。現存の辞令はほかに数種あるが²⁷⁾、すべて「首里之印」の朱印が捺されている。

神女たちは辞令のほかに、瑪瑙の曲玉と水晶珠で連ねた頸珠、絵がき御羽および神衣裳、金あるいは銀の簪、鳳凰扇などを与えられ、それをその地位とともに世襲した。

制度上のノロは、1乃至数部落を支配していた²⁸⁾。たとえば琉球国由来記により、国頭間切についてみると、次のようになっている。

ノロ名	支配村名	崇所数	年中祭祀所数
屋嘉比	浜・親田・屋嘉比・見里	4	2
奥間	比地・奥間	4	3
辺土名	辺土名・宇良・伊地	1	5
与那	与那・謝敷・佐手・辺野喜・宇嘉	2	5
辺土	辺土	4	2
奥	奥	2	2
安波	安田・安波	2	3

他は註28)の示すとおりである。

ノロはまた種々の名称の伴神ともがみを従えていた。その組織の大小は、村落発達の歴史によった。たとえば佐敷間切の馬天では、若ノロ1人、根神1人、掟あむ1人、居神9人となっていた。根神・掟あむは大抵のノロ地域に存在していた²⁹⁾。根神はおそらく、ノロ以前の神女の系統の者であろう。

王国時代のノロの継承法は、母から娘へ、伯叔母から姪へ継承されていた。母から娘への継承は、ノロの結婚を前提にしたものでなければならなかった。神女の未婚本性論は誤

謬で、聞得大君以下の神女にして、恋愛もし、結婚した者はすこぶる多い。たとえば、聞得大君では尚元王（1556～72 在位）の妃（広浦寺浦添親方の娘）、阿応理屋恵では尚寧王妃となった蘭叢、大あむでは宮古・泊・那覇の各初代大あむや、2代久米村西井大あむなどがそれである。村落のノロの既婚・未婚は、その辞令から知ることができる。「もとののろのくわ」（元のノロの子）とある場合の「もとののろ」は、人妻でなければならない。前掲の金武間切恩納ノロの辞令はその一例である。

地方神女の場合の結婚形態は、もっぱらノロ殿内を婚舎とする招婿婚であった。娘がありながら長兄の長女に伝える継承法もあったから、伯叔母から姪への継承も、その伯叔母の未婚制を前提としていたとは限らない。

ノロの地位は、祭時には最高位で、平時は勢頭座敷の女房よりは下座、親雲上べーちんの女房よりは上座であった。経済的待遇としては、ノロ田・ノロ畠が支給された。1879年（明治12）の廃藩置県後の調査によるノロクモイ地は、田716段、畑1968段、計2684段であった。置県時の女神官数は聞得大君・大あむしられなどを含めて249名であったから、その1人平均保有量が知られよう。

ノロクモイ地はおえか（官人）地と同性質のものである。その年貢については、1852年（嘉永5）の宮里筑親雲上幸孝日記に、「のるこもい地方は、仕得之分は自分にて相耕、上納向の分は地割に入申候」とあり、また近世某年の記録の「おゑか地付届之事」の条に、「おゑか地之儀、御検地帳之内畝高被=差分け、田舎夫地頭さぼくりの内へ被=下置-地にて、上納は百姓地並代納諸出米相掛り候、然ば現地面は其人躰へ被=召授、地主にて相耕、公義上諸出米相納、余は自分之仕得に被=仰付置-候」とある。

農業生産ができない鳥島では、ノロ2人に与人同様、1日に麦粟混合して1升宛支給した。泊筆者が仕上世座から請取証明書を受領し、伊江島で現物を積みこむことになっていた³⁰⁾。

以上の神女組織を表示すると、つぎのようになる。

	—泊・楚辺・泉崎・那覇・東井・西井大あむ
	—今帰仁阿応理屋恵
	—伊平屋大あむ—ノロ・伊是名掟
聞得大君—三平等大あむしられ—	—久米島君南風—ノロ
	—宮古・八重山大阿母—司
	—諸間切・諸嶋ノロ
	…奄美大島諸島大あんしやり—ノロ

神女の政治的・宗教的・社会的勢力は、慶長年間における薩摩侵入後、後退の傾向を辿ったが、組織そのものはほとんど変化がなく、1879年の廃藩置県後にまで維持された。

5 神女の祭祀内容

女官御双紙にみえる聞得大君および三平等の大あむしられの主なる恒例の祭祀行事には、つぎのようなものがある。

- 1月 正月初御願、百人御物参、弁之嶽拝み
- 2月 長月のお崇べ、麦穂祭
- 3月 百人御物参、四品御物参、四度御物参、麦大祭
- 4月 百人御物参
- 5月 稲穂祭、弁之嶽拝み
- 6月 稲大祭
- 7月 円覚寺先王霊前拝礼
- 8月 四品御物参、四度御物参
- 9月 麦初種子・米種子、百人御物参、弁之嶽拝み
- 10月 冬至、竈廻
- 11月 掃煤

毎月朔日・15日 火の神拝み

地方のノロの祭祀行事も、ほぼこれと類似している。

- 2月 麦穂祭
- 3月 四度御物参、麦大祭
- 5月 稲穂祭
- 6月 稲大祭、物作り祭
- 7月 シノグ・海神祭
- 8月 四度御物参
- 9月 麦初種子
- 11月 芋折目
- 12月 お嶽拝み

朔日・15日 お嶽および火の神拝み

百人御物参というのは、三平等の大あむしられが多数の官人を率いて、聞得大君御殿の御火鉢前で祈願した後、その供物（御腰物1振、御玉2連）を首里殿内の火の神に供えて拝み、更に城内十嶽、当歳火の神、ソノヒヤブ・国中城御嶽などを拝み、その夜には真壁殿内で火の神を拝む行事であった。女官御双紙 および琉球国由来記「首里中火神並御嶽之事」にみえる御崇べは、次のごとくである。

「今日の佳かる日より、果報日より、首里天加那志（国王の尊称）美御前より、昔からけさしからあるやに、祝物おし上げられめしよわちへ、拝まれめしよわちへ、霊力まさいてめしよわちへ、御祝物・こむで、請けめしよわちへ、天ぞ通しめしよわちへ、御月・お太陽・三つ星・七つ星の御前と、あいちへなりめしよわちへ、首里天加那志美御前、乙の年、水性の酉の御歳、御命の綱、御星のつな、いぢよく、まじよく、かけぶさへ、しきぶさへめしよわちへ、御真人に十百年、十百歳拝まれめしよわちへ、又嶋国の物作り気作り、畔枕、石々金々、百果報のあるやに、お守めしよわちへ、お給いめしよわちへ、すじやてるすじや、あがないやしないめしよわちへ、御給いめしよわれ、又唐（中国）・大和（日本）の御船、宮古・八重山、嶋の浦々の舟、上り下り何事も、百果報のあるやに、御守めしよわ

ちへ」

国王はいよいよ霊力高い存在となり、月・日・星と一体となって永久に生き、全人民からいつまでも讃仰されるように、また五穀が豊に稔るように、更に国外・国内に航行する船のために海上が安穩であるようにとの趣旨である。由来記「王城之公事」の正月百人御物参の条に、

正月者、為_二国王聖躬万々歳、並御子孫御繁栄、三国往還、国土安全、風雨順時、五穀豊穰_一、御祈願也。四月者、為_二国王万々歳、且夏之作毛成熟_一、御祈願也。至_二于九月麦初種子之日_一、有_二御結願_一也。

とあることは、この行事の目的を端的に説明している。4月・8月の四品御物参・四度御物参もほぼ同じ目的のものである。また1月・5月・9月の弁之嶽拝みというのは、国王みずから弁之嶽に参詣するのであるが、三大あむしられは官人等とともに供奉して祈願した。そのお崇べも百人御物参とほとんど同内容である。

沖繩の農業生産上の祭祀で、2月の麦穂祭、3月の麦大祭、5月の稲穂祭、6月の稲大祭、9月の麦初種子・米種子、11月の芋折目は最も重要であった。その度毎に神女たちは火の神やお嶽を拝んで、豊作の予祝や収穫の感謝を行うのである。麦・米穂祭は麦・米の初穂が出かかるところ、爾後の風雨の順時を祈る祭で、大祭は収穫感謝祭である。中央では米の2祭が重視され、その日には三平等の大あむしられ・首里根神あむしられが王城内の西御殿で祭祀を行った。

地方では4祭とも、ノロが根所³¹⁾の火の神やお嶽で祭祀を行い、お崇べを捧げた。稲穂祭のお崇べの意趣はつぎのとおりである。

「今日^{けふ}の佳かる日より、果報日より、白ちゃ根、あまちゃ根、御初おしろまし、御稲おし上げやべるけに、石実金実入れめしよわちへ、首里天加那志美御前、およひとて、おふさとて、いちきめしよわちへ、御給^{たほ}いめしよわれ、嶋々国々の事も、百果報のあるやに、御守りめしよわちへ、御給いめしよわれでて、」

麦初穂子・米種子は、麦種を畠に蒔き入れ、米種を択ぶ行事で、三平等御殿では同時に百人御物参が行われ、各間切ではノロが火の神やお嶽を拝んだ。三平等御殿では諸方からの祝物が火の神に供えられ、つぎのようなお崇べが捧げられた。

「今日の佳かる日より、優^{まさ}る日より、初種子、百人御物参の御崇べ、御祝物おし上げて、拝まれめしよわちへ、御真人の作ら作り物、畠け数の、あら麦・初麦、石実金実入れめしよわれ、御初穂さきとて、おし上げやべらば、首里天加那志、お肝^{きもほこ}誇り、おなか誇りめしよわるやに、お守めしよわちへ、御賜^{たま}いめしよわれ、又宮古嶋八重山嶋の、作物の御初、おし上げられめしよわちへ、よくまさり、作物のために、百果報のあるやに、御守めしよわちへ、年々九月々々の数、御初おし上げられめしよわるやに、御守めしよわれでて、」

10月の竈廻^{かままわい}は、冬に向い火を扱うことが多い機会に、火災予防を火の神に祈る行事で、そのお崇べがある。またその日に年1回の火の更新があった。12月の掃煤は、いわゆる煤払いのことであるが、当日火の神が昇天し、家族の年中の行為の善悪を天帝に報告するとされている。聞得大君御殿以下民間の各戸に至るまで竈の灰を篩って綺麗にし、火の神

を送るのである。火の神を司祭する神女や主婦たちにとって、当然重要な行事であった。

朔日・15日の火の神拝みの目的は、「首里天加那志美御前，御在位千秋万歳，竝御子孫繁昌ありて，御長命長久に御座す事を奉祝焉」³²⁾ ことにあった。

臨時の祈願で重要なことは，風水・旱害の防止，唐（中国）・大和（日本）・先島に派遣される官人のための立願・結願などであった。

以上，神女の祈願の中心は，国王の長命，王室の繁栄，五穀の豊穰，風雨順時，海上往還の安全にあった。

かつては「おなり」として，血縁的愛情を含めて「えけり」を保護した神女たちは，政治社会の確立とともに，専制支配者に奉仕せしめられ，宗教的立場から支配の強化に協力した。元来，仏事や凶事に関知しない神女でありながら，円覚寺の先王霊前に拝礼したり，国王の葬いに参列したりしたのは，彼女たちが国王の隷属者であったからである。一年に数回物凄い台風が襲来するかと思えば，霖雨や旱魃が幾月もつづく沖繩にとって，風雨の順時は五穀の豊穰に直結していた。しかし彼女らからみれば，風雨順時，五穀の豊穰は国王の徳に起因するものであり，その結果，貢租の完納がもたらされ，国庫の充実がみられるのであった。海上往還の安全も，国王の行政・外交官の往来，海外貿易，諸島からの貢納のためのものであった。ノロたちが，村落の宗教的・社会的規範の維持者であっても，その規範の維持は，国王の専制支配に加担するためのものであった。また神女組織の確立は，これを目的としたのである。

神女たちが祈りを通じて国王を守護したものに，戦争への協力があつた。これはおそらく，按司が闘争の過程を経てマキヨを併合していった時以来のものであり，その結果，「女は戦の魁」（いなぐ＝おなごはいくさのさちばい）という沖繩の諺が生れたのであろう。ここでは赤蜂叛乱や，与那国の赤鬼征伐時における神女たちの活動をみることにしよう。

1500年2月，赤蜂征伐のために，尚真王の親衛隊が那覇港を出発するにあたって，王のおなり神にあたる聞得大君が，戦勝の予祝をしたことが，おもろに出ている。

一、あんじおそいや	王は
金うちちよわれ，	金殿におわし，
世のさうぜしよわれ，	国の政なし給え，
大きみす，けいやりよわれめ	聞得大君は靈力つかわさん
又あんじおそいや	又王は
けおのうちにちよわちへ，	京の内におわして，
世のさうぜしよわれ，	国の政なし給え，
せたかこす，けいやりよわれめ	靈力高（大君）は靈力つかわさん
又あんじおそいや	又王は
おぎもうちは，なげくな，	肝の中，歎くな，
大きみす，けいやりよわれめ	大君は靈力つかわさん
又たたみきよは	又王は
あよがうちは，なげくな	心の中歎くな

とうたい、更につづいてうたっている。

又きみはゑが	又君南風が
みやこしま、はちへおわれ、	宮古島馳せ行きて、
しまひろくそへて	島広く平げて
又けおのしよが	又けおのしよ（君南風）が
やへましまいつこ	八重山島の兵
あせらためやらば、	将平げば、
大きみす世しらめ	大君こそ支配せん
又はたらしまくはら	又はたらし島（八重山）
ちかわためやらば、	兵卒平げば、
せだかこす世しらめ	せじ高（大君）こそ支配せん
又あせらためやらば	又頭ども平げば
おきなますすもらん、	沖なますさせて、
大きみす世しらめ ³³⁾	大君こそ支配せん

また「きこゑ大きみぎや、ばぢめいくさ立ちよわちへ、あおていきやり、かたちひぢめわちへ」³⁴⁾（聞得大君が、先陣に立ち給い、合うて行きあい、敵を平げ給い）とあるのも、この戦いの予祝のものであろう。

神女たちが実際に戦争したことは、すでに尚巴志の出陣を謡ったと思われるおもろに、「又とよむせだかこが、又月しろはさだけて、又物しりはさだけて」³⁵⁾（稜威高き王が、守護神を先導として、巫覡を先導として）とあることで知られる。赤蜂征伐の際、久米島の君南風が乗船していたことは、女官御双紙や球陽に出ており、またおもろにも謡われている（21の16, 11の2）。彼女の部下のノロたちも乗船していたことであろう。

宮古島からは、砂川の神司アブガマ・コイガマ姉妹が参加していた。戦争中神女たちは祈願で、巫覡は呪術で味方の将兵を鼓舞した。八重山側も、「令下婦女数十人、各持枝葉、号天呼地、万般呪罵上、似行法術」³⁶⁾とあるように活躍し、官軍が上陸しても、少しも惧れる気配がなかった。

信仰の上では、八重山のオモト嶽の神は、君南風の父が姉に依憑したということになっている。このオモト神は、君真物神（国王の即位時に、ニライカナイからやってくる神）として現われ、君南風と会ってそれに信服したので、赤蜂軍も降伏したと、球陽に記してある。

赤蜂征討のころ、八重山与那国島を支配していたのは、女酋長サカイイソバであった。元司阿母（神女）として、兄弟3人とともに島国の実権を掌握していたのであるから、「おなり」が宗教権を、「えけり」が行政権を行使していた祭政一致の体制に過ぎないが、そのころまでこの島には母権制社会の要素が残存しており、それが彼女を事実上の支配者としたのである。

ところが、宮古から来島してきてイソバの部将となった鬼虎は、イソバに代わって与那国島の支配者になろうという野心に燃えていた。イソバは宮古に渡島して頭職仲宗根豊見

親に援助を乞い、1522年(尚真46)鬼虎を打つ遠征軍を出してもらった。その軍船中には、平良祝女住屋大阿智城・砂川祝女アブガマ・妹のコイガマ(この姉妹は赤蜂征討時にも参加)・伊良部祝女の4人の神女が乗っていた。そして彼女らは奇計と呪術で活動し、味方を勝利に導いた³⁷⁾。

赤蜂や鬼虎征討に神女たちが活躍したのは、戦争で女性が祈願や呪術によって勝利に導く風習があったことを物語っている。日本古代社会において、吾田媛が夫武埴安彦の謀反に加担し、弟橘姫が日本武尊の蝦夷征伐に同行し、大葉子や甘美媛が夫とともに朝鮮遠征に参加したのは、「女は戦の魁」思想が、日本にもあったことを示したものである。

6 政教の分離

尚真王が神女組織を確立したのは、おなり神として歴史的に勢力が強かった神女たちの発言を宗教世界だけに限定し、政教の分離をはかるためであった。更にすすんでは、宗教を政治の奉仕者たらしめようという意図があった。神女が国王から任命されたおえか人(官人)と化して知行に預かったのは、政治的権力に対する屈服にほかならない。

しかし祭政一致の体制はなかなか崩壊せず、従って政治への接触を切断するのは困難であり、その点では尚真王の目的は容易に達成されなかった。その体制には、1609年の侵略で、沖縄を支配するようになった薩摩も不満を抱いた。薩摩の専政支配を行う上には、国王の守り神となり、村落結合の中心となっている神女たちは障害的存在であった。そのために、占領後沖縄にあてた掟十五条中の1条に、「女房衆え知行遣はさるまじきこと」と規定した。

当時知行を受ける女性といえば、ほとんどが聞得大君以下の神女関係の者であった。薩摩は彼女たちの収入を絶つことによってその地位を低下させ、宗教のもつ勢力を弱化しようとしたのである。

掟の拘束力はともかく、薩摩の支配が強化されるにつれて、神女たちは自分たちの霊力の弱さを悟らないわけにはいかなかった。伊波晋猷は、「沖縄の神道は、三十六島の統一で一応その使命を全うした。その上、島津氏の征服によって沖縄が奴隷の境遇に沈んだが、それが却って尚家の地位を安固にしたので、民族的宗教はますます手持ち無沙汰になり、神女たちはしだいに政治の方面から駆逐されて、邪道に耽けるようになった。それから沖縄では、男子は儒教により迷信を脱することができたため、民族宗教を政治以外に放逐することができた」と、述べておられる³⁸⁾。神女たちが邪道に耽けたというのは言い過ぎで、政治の方面からは駆逐されたが、固有的宗教を通じ、依然として宗教的・社会的規範の維持者になれた。また男子が迷信から脱することができた主因が儒教にあったとするのは、儒教の影響力を重視し過ぎると言えよう。それよりも、支配階級のもつ政治的意識の高まりが、迷信打破の有力な武器となったのである。

政教分離策は、向象賢羽地親方によって更に強行された。向象賢は1666年(尚質19=寛文6)摂政となり、熱心に諸制度の改革にあたった。彼の政治理念は日琉同祖論に築かれ、薩摩の侵略によって沈滞した沖縄人の意気を高揚することと、疲弊した財政を立て直

すことに最も力を注いだ。神女に関する改革も、右の二つの事項に関連していたが、神女の勢力を抑えることは、薩摩の施政方針に合致する結果となった。羽地仕置は彼の政策内容を示したものである。

象賢は摂政になった翌年の 1667 年、これまで女性の最高位にあった聞得大君の位階を王妃の次位に置いて、その社会的地位を下げた。また間切の祭礼に他間切のノロクモイを招くのを禁止して、経費の節減をはかった⁵⁹⁾。

ついで 1673 年(延宝 1 = 尚貞 5)には、国王の久高・知念の神詣りを廃止させた。すなわち、羽地仕置の二月十日口上覚によると、従来 3 月 4 月に麦が熟し、稲の穂が出初めるころ、国王は隔年、聞得大君や司雲上などを従えて、知念・久高で祭礼を行なうことになっている。しかし(1)久高嶋への渡海は危険であること、(2)この行事は開闢当初以来のものでなく、近頃始めたもので、婦女子や巫女たちの参加すべきものに過ぎないこと、(3)経費が莫大で、そのために東 4 間切、嶋尻 8 間切、中頭 8 間切の百姓は疲弊し、王室財政の消耗にもなる。君主は万民の疲れを第一に考慮すべきであること、(4)それ故、国王の参詣は 1 代に 1 度にするか、あるいは名代を遣わすか、さもなければ、首里城付近に遙拝所を設けて拝むようにしたいこと、(5)知念城は狭く、ここに 4、5 日滞在するのは無用心であるばかりでなく、万一火事でも起きようものなら、女性たちは逃れる術もないことを主張した。

誇張的な意見も加味されているが、向象賢の主張が通って、その年から下庫裡当(式部官)が名代として参詣するようになった⁴⁰⁾。久高・知念は、沖縄の五穀発祥の物語の地であり、国王がそこに参詣し、それが国庫の大きな支出になることは、中山世鑑尚徳王の条にもみえている。

また 9 月の麦種子のとき、国王は 2 年に 1 度、聞得大君御殿で自ら祭礼を挙行し、ついで聞得大君を伴随して首里殿内の火の神の前で祭礼し、大君は苧を績む礼を行った。国王は帰城した後、ここでも城内の火の神やお嶽を祀った。そして七菜の宴を三平等の大あむしられに、三菜の宴を三平等の掟あむ並びに佐事に賜わった。それも 1673 年から廃止されて、百人物参親方が代参することになり、またとくに玉城間切に勢頭筑登之を遣わして、雨粒嶽ほか諸嶽や火の神を拝礼させることにした⁴¹⁾。

向象賢時代の政教分離策は以上につきなかった。聞得大君の位階を下げた 1677 年、伊平屋あむがなしが 2 年に 1 度中山に来て国王を拝するのを停止し、大慶事があるときに限って賀し、また「あむがなし」代替りのときの謝恩のための渡海が、特別に許された。球陽卷之六には「尚質王深く婦女の遠く風濤をわたるを念い、朝覲の礼を恩赦す」とあるが、尚円王の姉真世仁金家の世襲になる伊平屋あむは、王室に対しなお相当の勢威を有していたに相違ない。向象賢は体のよい理由で、これを牽制したものと思われる。

1726 年(享保 11 = 尚敬 14)にも、伊平屋あも、二かやあも、久米島君南風、宮古・八重山大阿母、離島のノロ・掟・作事あもたちが、大慶賀のときにさえ朝覲することを禁止して、さばくり(村役人)に代行させたのも⁴²⁾、神女の霊力がそれほど重要視されなかったからである。これらのことは、神権的な政治に代わって、意思的な政治が沖縄を訪れ

たことを意味している。

しかし神女の勢力は、簡単には衰えなかった。1717年(享保2=尚敬5)、聞得大君の御新下り(就任式)のことで、大君御殿と三司官の間に衝突があり、王権を背景とする聞得大君の勢力が、18世紀前半、なお強大であったことを示しているのはその一例である。

すなわちその年、聞得大君御殿でトキ・ユタに占いをさせたところ、今年は聞得大君(思亀樽金仁室)の厄年で、辰巳の方の神の祟りがあるので年内に御新下りを挙行しないとためにならないとして、摂政三司官との交渉が開始された。ところが三司官側では来々年尚敬王の冊封があり、財政上支障を来すからという理由で、冊封後に挙行するよう要請した。それに対し聞得大君側では、冊封の御願のためにも年内に挙行すべきであると主張した。三司官では神は国民の困窮をよそに祭礼をうけるものでないから、是非冊封が済んだ後に挙行すべきであると再度要請し、漸く政治家側が押し切ってしまった。

衝突を招いた動機は、トキ・ユタの占いにあった。その抜扨は神女たちの霊力の衰えと関係があったが、為政者は一方では巫覡の横行に対処しなければならなかった。中山世譜巻9尚敬6年条に、「禁_二絶巫覡_一、以滅_二邪術_一、先_レ是、本国流俗、崇_二信巫覡之術_一、悉受_二妖邪之惑_一、俗習既深、財費尤甚、由_レ是、王諭_二国相・法司_一、禁_二絶巫術_一、而世俗帰_二于正道_一」とあるのは、前年の衝突に懲りての禁令であろう。その翌々年三司官となった蔡温の御教条にも、ユタ禁止のことがあり、その後も禁令はつきなかった。

巫覡弾圧の背後には、神女たちが、トキ・ユタに転落するのを防止するねらいがあった。そのことは、神女たちが政治に干渉しない範囲内で、国や村の人民結合の中核となり、社会的規範維持の主動者になることを是認してのことであった。事実、政治的・社会的意識の低い農村や離島にあっては、神女なしにはまだ社会秩序の維持は困難であった。それゆえ、聞得大君以下の神女は、おえか人としての地位を喪失することなしに、従って収入の途を杜絶されることなしに、宗教的立場から政治に協力することになった。神女と村落民との歴史的なつながりは、強い政治力をもってしても断ち難く、政治への容喙を防ぐだけで精一杯であった。明治時代になって、中央的な神女は廃止しながら、地方のノロの存続を容認したのは、その伝統的な影響力を否定し得なかったからである。

しかし向象賢の改革により、神女たちの政治的発言力が弱くなったことは、その宗教的地位と勢力に影響をあたえ、沖縄の民族宗教が衰える契機となった。以後、おえか人であるノロにして、ユタ化するものが現われたのは、民族宗教の衰退と関係がある。17世紀初頭薩摩領に編入された奄美大島群島内のノロが、1624年(寛永1)以来圧迫を受け、ついにその公的地位を剝奪され、生活に窮したあげく、ユタ(ホゾン加那志)に転ずるものが生じた過程は、沖縄でも予想されることであった。ただ沖縄では神女の公的地位と知行権が保証され、その上、血縁および村落共同体社会における紐帯的地位が維持されていたことが、奄美大島群島内と異なる点であった。しかしおえか人としての地位の低下は、すべてが^{かみんちゆ}神人である沖縄女性全体の、宗教的社会的地位の低下にほかならなかった。

註

- 1) おもろ巻 13 の 189。
- 2) おもろ巻 13 の 180。
- 3) 白鳥節に属し、読人しらずの歌である。
- 4) おもろ巻1の 40, 巻 22 の 17 に、「又、あかぐちがはねて、ぜるままがはねて、又、にるやぎやめ、とうちへ、かなやぎやめ、とうちへ」(又火の神ははねて、地炉神は飛んで、又ニルヤまで通し、カナヤまで通し) というのがある。
- 5) 鳥越憲三郎著「琉球宗教史の研究」第2編第2章「根所と火神」参照。なお戦前の国頭郡東村川田の根神屋の火の神の殿は、一番座にあった。その根神屋は、川田・宮城・国頭村安波などに存する一族から根所とされている。しかしこれら相互の間には一門意識がないから、祭の時の一門支配の状態は、同一村落に存在する複数一門の支配と同一とみてよい。
- 6) 伊波晋猷著「日本文化の南漸」——火の神考——参照。
- 7) 指笠は佐司笠と同じで、伊波晋猷説によると、第1尚氏(1406~1469)あるいはそれ以前の最高神女であった。しかし近世にも按司と指笠が存在するので、両者の関係のすべてが近世以前のものに限らないが、神女が按司たちの守り神であることの内容には変わりはない。
- 8) おもろ巻4の 52, 巻 12 の 96。
- 9) おもろ巻9の 8。
- 10) おもろ巻 15 の 68。
- 11) おもろ巻 13 の 117。
- 12) おもろ巻 13 の 90・94・168。
- 13) 卷之一「国初」(原漢文)。
- 14) 女官御双紙にみえている三十三君の名称は次の通りである。(1)きこゑ大君かなし(聞得大君嘉那志)、(2)あふりやゑ(阿応理屋恵)、(3)恵良部あふりやゑあんじ、(4)今婦仁あふりやゑ、(5)さすかさ(佐司笠)、(6)恵良部さすかさあんじ、(7)首里さすかさ按司かなし、(8)しよりおふきみ(首里大君)、(9)うわもり(上森)、(10)世高うわもりあんじ、(11)伊良部世高うわもりあんじ、(12)きみとよみ(君豊)、(13)うしかけ(宇志嘉慶)、(14)勢のきみあんじかなし(勢能君按司嘉那志)、(15)せよ勢きみ(世寄君)、(16)せたかきみあんじ(世高君按司)、(17)めづらしきみ按司かなし(珍君按司嘉那志)、(18)みものきみ(見物君)、(19)おふにし大きみあんじ(大西大君按司)、(20)ふみあがり(踏上)、(21)もちつき(望月)、(22)きみつじあんじ(君辻按司)、(23)きみきよら大按司しられ(君清良大按司志良礼)、(24)せちあらきみあんじ(世治新君按司)、(25)きみかなしあんじ(君嘉那志按司)、(26)つかさくもい(司雲上)、(27)てるつき(照月)、(28)てるきみ(照君)、(29)きみよせ(君寄)、(30)よせきみ(寄君)、(31)うしかさ(宇志加佐)、(32)とこけそへきみ、(33)いちのへ、(34)伊平屋あむかなし、(35)久米のきみはえ(久米の君南風)。
- 15) 球陽卷之七尚貞王9年条に、「始めて聞得大君を王后に封授することに定む」とある。
- 16) 女官御双紙・同治8年事寄(近世地方経済史料第10巻所収古老集記類の2)参照。
- 17) 球陽卷之十一尚敬王9年条に、「往昔の時より聞得大君加那志に随従して多くの女官あり。俗に君々と称す。而してその職の事うることなし。是に由て前に題奏して以てその俸米を裁ちしことあり。時に司雲上の俸米はいまだ裁去することあらず。この年に至り始めてその俸米を裁ち……」とある(原漢文)。
- 18) 1709年編集された女官御双紙による三平等の管轄地域は、つぎのようになっている。
 南風の平等——赤田首里殿内(10間切2嶋)
 南風原・大里・佐敷・知念・玉城・具志頭・金武・大宜味・国頭・恩納・伊江嶋・伊平屋嶋
 真和志の平等——山川真壁殿内(13間切3嶋)
 真和志・豊見城・小祿・東風平・兼城・高嶺・喜屋武・摩文仁・真壁・北谷・読谷山・名護・久志・久米嶋・宮古嶋・八重山嶋
 楚辺・泉崎・那覇大あむは、この大あむしられの支配下にあった。
 北の平等——儀保儀保殿内(14間切2嶋)

西原・浦添・宜野湾・中城・越來・美里・具志川・勝連・与那城・羽地・本部・今帰仁・座間味・渡嘉敷・粟国嶋・渡名喜嶋

泊大あむは、この大あむしられの支配下にあった。与論島・沖之永良部島・徳之島・奄美大島・喜界島が琉球国王治下にあった際には、これら諸島の大あむしりは、この平等に属していたであろう。

- 19) 仲原善忠著「おもろ新釈」、おもろ巻1の36の註釈参照。按司祭を按司はと謡ったおもろ(11の87)の例がある。
- 20) 球陽卷之二尚徳6年条, 女官御双紙参照。
- 21) これについて中山世譜卷6弘治13年条に、「先是、宮古・八重山、自洪武年間以来、毎歳入貢、往来不絶、奈八重山酋長、有堀川原赤蜂者、心変謀叛、兩三年間、絶貢不朝、時宮古島酋長、有仲宗根豊見屋者、与赤蜂不睦、赤蜂將攻宮古、二島騒動、事聞中山、王命大里等九員為將、并撥大小戰船四十六、以仲宗根為導、本年二月初二日、那覇開船、……官軍乘勢、攻撃甚急、賊兵大敗、降者無數、赤蜂被擄伏誅」とある。球陽卷之三もほぼ同内容である。
- 22) 女官御双紙および球陽卷之三尚真王24年条参照。
- 23) 女官御双紙および球陽卷之三尚真王27年条参照。ただし女官御双紙では、10代目の大あむ(宮良親雲上の娘ひるま)が任命されたとき、釵1個、98個の玉を連ねた美玉を賜わり、家宝として子孫にゆずると記してある。
- 24) 球陽卷之八尚貞18年条参照。
- 25) 近世地方経済史料卷10「租税制度1」所収。
- 26) 島袋源一郎著「伝記補遺沖繩歴史」より。
- 27) 女官御双紙には、那覇の大あむについての万暦10年(1582)の辞令が載っている。更にノロに関しては、喜界島東間切阿伝ノロの隆慶3年(1569)、大島名瀬間切大熊ノロの万暦15年(1587)、徳之島西目間切手々ノロの万暦28年(1600)、沖繩今帰仁間切名城(仲尾次)ノロの万暦33年(1605)などが、実際辞令で知られている。
- 28) 琉球国由来記にみえるノロの支配村落名は、下表のとおりである。

間切・島名	ノロ名	支配村名	崇所数	年中祭祀所数	由来記に現われるノロ以外の神職名
首里	聞得大君		3	0	
	真壁大あむしられ	真和志・金城・町端・山川・寒川	2	0	掟あむ・佐事あむ
	首里あむしられ	大中・崎山・赤田・鳥小堀・桃原	7	0	首里根神あむしられ・掟あむ・佐事あむ
	儀保大あむしられ	汀志良次・儀保・赤平・久場川	5	0	掟あむ
	三平等大あむしられ		18	0	
真和志	識名	識名	8	8	識名根神・居神・掟阿武
	上間	上間・仲井真	4	5	
	楚辺(大あむ)	国場・与儀・古波蔵	8	12	
	安里	牧志・安里	4	3	安里掟阿武
	多和田	天久・安謝	8	7	
	真壁(大あむしられ)	真壁・茶湯崎	4	4	茶湯崎根神・掟阿武
豊見城	豊見城	豊見城	3	4	
	我那覇	我那覇・瀬長・名嘉地・伊良波	5	13	我那覇根神・根人、名嘉地根神・根人、伊良波根神

豊見城	志茂田	志茂田	3	5	志茂田根神
	座安	座安・渡嘉敷	2	5	座安根神
	保栄茂	保栄茂・翁長	2	7	
	平良	平良・高嶺・宜保	4	6	宜保根神
	高安	高安・饒波	1	6	
	長嶺 根差部	長堂・金良 根差部・嘉数・真玉橋	1(1) 2	3 5	
小祿	小祿	小祿	2	3	小祿根神・掟あむ
	儀間	儀間・金城・湖城	6	4	儀間根神・掟あむ・居神
	具志	具志・宇栄原・上原・松川・高良	4	10	具志根神・掟あむ・居神
	大嶺 赤嶺	大嶺 赤嶺・安次嶺・当間	1 3	5 6	大嶺根神・居神 赤嶺根神・掟あむ・居神・根人
兼城	兼城	兼城・嘉数・座波	5	15	兼城根神・居神
	武富	武富・波平	3	3	
	安波根	安波根	3	1	安波根根神・居神
	照屋	照屋	3	1	照屋根神・居神
	糸満	糸満	3	2	
高嶺	島尻大里	屋古	4	12	屋古根人
	大村渠	屋古	4		
	与座	与座	9	12	与座根人
	慶留	与座	3	1	
	中城・ソフヅケナ	中城・真栄里	3	12	
	国吉 (村中) (不明)	国吉 屋古 屋古	11 1 1	6 0 0	国吉根神・根人
真壁	真壁	真壁	2	4	新垣根人
	真栄平	真栄平・新垣・真壁	1	7	
	東江	東江・真壁	5	4	
	名嘉真	名嘉真	3	5	
	糸洲	糸洲・安里	3	10	
	伊敷	伊敷・名城・古波蔵	2	6	
	糸洲・伊敷		1	0	
摩文仁	摩文仁	摩文仁	3	4	
	奥間	小渡	2	1	
	内小渡	小渡	1	1	
	米次	米次	3	1	
	石原	石原	4	3	
	伊礼	伊礼	2	2	

摩文仁	波比良 シユマ 奥間・小内渡・ シユマ	波比良 小 渡 小 渡	2 1 0	2 1 1	
喜屋武	喜屋武 福 地 山 城 上 里 東辺名	喜屋武 福 地 山 城 上 里 東辺名	3 2 5 2 2	6 3 5 2 3	喜屋武根人 福地根人 山城根人 上里根人 東辺名根人
南風原	宮 平 兼 城 本 部 玉那覇 津嘉山 神 里 首里大あむしら れ	宮 平 兼 城 本部・喜屋武・照屋 玉那覇・照屋 津嘉山 神 里 新 川	2 3 2 1 3 1 0	5 4? 8 4 3 4 1	宮平居神 兼城居神 本部居神 玉那覇居神 津嘉山居神 神里根神・居神 首里根神・居神・掟 あむ・作事あむ
大 里	西 原 西原・与那嶺 与那原 宮 城 大見武 与那覇 上与那原 島 袋 高宮城 湧稲国 目取真 稲 嶺 大 城	西原・南風原・与那嶺・嶺 井 板良敷 与那原・上与那原 大見武・宮城 宮城・大見武 与那覇 与那覇 島 袋 古堅・当真・高宮城・中 程・平川・真境名・平良 湧稲国・稲嶺 目取真 稲 嶺 大城・稲嶺	10 0 5 3 4 0 4 4 7 7 2 4 1 10	4 5 3 3 4 4 2 7 11 5 1 0 1	西原居神・根人, 与 那嶺根神 与那原根神・居神 宮城居神 大見武根神・居神 島袋根神・居神 高宮城根神・掟あむ 湧稲国根神・掟あ む・居神 目取真根神・居神・ 根人 稲嶺根神 大城掟あむ
東風平	東風平 富 盛 高 良 世名城 高良・世名城 友 寄 宜寿次 当 銘	東風平・伊波・比嘉 富 盛 高良・世名城 世名城 世名城 友 寄 宜寿次・外間 当銘・志多伯	7 4 5 0 0 1 2 5	12 9 3 10 1 6 5 7	

具志頭	具志頭	具志頭・玻名城・安里・中座・与座	1	9	具志頭根神
	具志頭・中座	具志頭・玻名城	4	0	
	中座	中座	1	3	
	新城	新城	3	13	
佐敷	佐敷	佐敷・与那嶺	7	6	佐敷根神・居神 バテン若ノロ・根神・掟あむ・居神 手登根居神 屋比久根神・居神 外間根神・居神
	バテン	津波古・新里・小谷	7	12	
	手登根	手登根・平田	1	7	
	屋比久 外間	屋比久 外間	2 1	5 3	
知念	知念	知念	2	7	知念根神・根人 安座真根神 志喜屋根神・根人
	波田真	知念	1	2	
	久手堅	久手堅	0	1	
	知念・久手堅	久手堅	6	0	
	知名	知名	2	7	
	山口	山口・中里・鉢嶺	1	4	
	久高・外間	久高	7	0	
	知念・屋嘉部・糸数	知念	0	1	
	知念・波田真	知念	0	2	
	サウス	久手堅	0	1	
	安座真	安座真	0	5	
	志喜屋	志喜屋・下敷屋	0	1	
	久高	久高	0	1	
	外間 (村中)	外間 久手堅	0 0	1 1	
玉城	玉城	玉城・百名・中村渠・奥武	5+(3)	12	当山根神・掟あむ 糸数掟あむ 富名腰根神・掟あむ
	垣花	玉城・百名・垣花	5	6	
	和名	垣花	4	1	
	垣花・和名	和名	0	3	
	当山	当山・富里・志堅原	4+(7)	12	
	糸数	糸数・前川	3	2	
	屋嘉部	屋嘉部・糸数・前川	4	2	
	富名腰 糸数・屋嘉部	富名腰 前川	7 0	7 5	
西原	幸地	幸地・翁長	5	6	
	小波津	小波津・呉屋・津花波	7	5	
	我謝	安室・我謝・与那城・桃原	9	5	
	内間	内間・嘉手苺・掛保久・小那覇・小橋川	6	6	
	棚原	棚原	3	4	

平 良	平 良 末 吉 儀保大あむしら れ	平 良 末 吉 首里汀志良次・首里下儀保	2 2 0	4 2 2	
浦 添	浦 添 沢 岷 中 西 饒平名 城 間	中間・安波茶・西原・伊 祖・牧湊 沢岷・安謝・内間 勢理客・小湾・中西 宮城・屋富祖・親富祖 城 間	11 6 3 3 5	6 6 8 5 2	
宜野湾	宜野湾 謝 名 野 嵩	宜野湾・我如古・伊佐・嘉 数・喜友名 宇地泊・大謝名・真志喜 安仁屋・普天間・野城・新 城	8 4 5	0 0 0	
中 城	ヨキヤ 大 城 屋 宜 伊 集 比 嘉 安谷屋 瑞慶覧 (村中)	添石・新垣・泊・照屋・伊 舎堂 伊舎堂・熱田・和仁屋・大 城・久場 屋宜・安里・奥間・当間 津覇・伊集・和宇慶 渡口・島袋・比嘉 中順・安谷屋・渡口 瑞慶覧・喜舎場 添石・久場	10 11 11 5 4 5 0 2	4 5 10 10 4 6 5 0	大城若ノ口・掟あむ 屋宜根神・按あむ・ 居神 伊集根神・掟あむ・ 居神 瑞慶覧若ノ口・根 神・掟あむ
越 来	越 来 仲宗根 大工廻	越来・上地・昭屋 仲宗根・具屋・諸見里・山 内 大工廻・河陽	4 5 4	4 5 9	
美 里	美 里 知 花 東恩納 伊 波	西原・与儀・比屋根・大 里・古謝・池原・桃原・高 原・満喜世 知花・登川・池原 東恩納・楚南 山城・伊波・石川・嘉手刈	7 5 5 6	9 5 3 6	
北 谷	北 谷 平安山 野 里 野 国 嘉手納	北谷・前城・玉代勢 平安山・浜川・砂辺・桑 江・伊礼 野里・屋良・野国 野 国 嘉手納	3 4 5 4 3	1 6 5 0 1	

具志川	具志川	具志川	4	1	具志川根神・掟あむ・根人
	上江洲	上江洲・喜屋武・仲嶺・兼カ段・太田	5	5	上江洲・夫廻神・掟神・根人
	江洲	宮里・高江洲・江洲	3	4	高江洲夫廻神
	田場	田場・宇堅	5	2	田場根神・夫廻神・掟あむ・根人
	天願	天願	2	1	天願根神・掟あむ・居神・根人
	安慶名	安慶名・川崎	9	2	安慶名掟あむ・居神・夫廻神・根人
	栄野比	栄野比	2	1	
勝連	南風原	南風原	6	2	
	平安名・内間	平安名	2	0	
	平安名	平安名	0	2	
	内間	平安名・内間	0	4	
	平敷屋	平敷屋	2	1	
	浜・比嘉	浜・比嘉	7	0	
	浜	浜	9	2	
	比嘉	比嘉	0	2	
	津堅・神谷	津堅・神谷	6	1	
与那城	西原	西原	2	1	
	安勢理・饒辺	安勢理・饒辺・屋慶名	3	2	饒辺根人
	平安座	平安座	2	1	
	上原	上原・名安呉・宮城	2	3	
	宮城	宮城	2	1	
	伊計	伊計	2	1	
	西原のろ・与那城根神	与那城	0	1	
読谷山	座喜味	座喜味・上地・波平	6	5	
	喜名	喜名	1	3	
	大湾	渡口・大湾・伊良皆	3	6	
	楚辺	楚辺	1	2	
	瀬名波	瀬名波	3	3	
	崎原	高志保・渡慶次・長浜・宇座	0	4	
恩納	恩納	恩納	4	4	
	真栄田	真栄田	1	3	
	山田	読谷山・富着	1	3	谷茶・仲泊・富着・前兼久居神
	前兼久根神	富着	1	1	
	瀬良垣根神	瀬良垣	2	2	

恩 納	安富祖 安富祖根神 名嘉真	安富祖 安富祖 名嘉真	2 0 3	2 1 2	
金 武	金 武 漢 那 宜野座 伊 芸 屋嘉根神	金 武 漢那・惣慶 宜野座 伊芸・屋嘉 屋 嘉	3 3 1 5 0	2 3 2 3 1	金武居神
名 護	名 護 喜 瀬 屋 部	名護・数久田・世富慶・宮 里 喜瀬・幸喜・許田 屋部・宇茂作・安和・山饒 霸	4 5 5	5 4 5	
本 部	伊野波 具志川 天 底 具志堅 謝 花 浦 崎 瀬 底 本 部 瀬底のろ・辺名 知根神	伊野波 具志川・渡久地 伊豆味・天底・嘉津宇 具志堅 備瀬・謝花 浦 崎 辺名地・石嘉波・瀬底・健 堅 崎本部・健堅 辺名知	2 3 4 1 2 1 7 1 0	3 2 4 2 4 2 4 4 2	伊野波根人 具志川根人 瀬底根神・根人
今帰仁	今帰仁 中尾次 玉 城 岸 本 島センク 郡 今帰仁・トモノ カネ 中 城 島センク・勢理 客	今帰仁 中尾次 玉城・謝名・仲宗根・平識 岸本・寒水 上運天・勢理客・運天 郡・与那嶺・兼次 今帰仁・親泊・志慶真 兼次・諸喜田・与那嶺・崎 山・中城 勢理客	3 2 1 1 2 5 0 0 0	0 0 6 3 3 2 7 6 1	玉城掟神・居神 岸本居神 島センク掟神 郡大根神・掟神・居 神 今帰仁・トモノカネ 居神 中城掟神・居神
羽 地	真喜屋 中 尾 我 部 屋 我 中尾・トモノカ ネ	瀬洲・源河・真喜屋・中尾 次 川上・中尾・田井等・伊指 川・我部祖河・古嘉知 振慶名・呉河・我部・松田 屋我・饒辺名・済井出 中尾・田井等・谷田	6 6 3 3 0	4 1 5 4 6	我部掟神

羽地	トモノカネ	谷田	0	1	
	伊指川	伊指川・我部祖河・古我知	0	4	
	古我知掟神	古我知	0	1	
	源河	源河・瀬洲	0	3	
	源河・瀬洲掟神	瀬洲	0	1	
久志	久志	久志・辺野古	5	3	
	宜野座(金武)	古知屋	2	2	
	汀間	瀬嵩・汀間・大浦・安部	3	5	
	嘉陽	嘉陽	3	2	
	天仁屋根神 有銘	天仁屋 有銘・慶佐次	1 2	1 3	
大宜味	城	城・根謝銘・喜如嘉・大宜味	4	3	
	田湊	田湊・屋古前田・塩屋・根路銘	2	1	
	津波	津波・平南	4	2	
	平良	平良・川田	2	3	
国頭	奥間	比地・奥間	4	3	奥間居神
	屋嘉比	浜・親田・屋嘉比・見里	4	2	
	辺土名	辺土名・宇良・伊地	1	5	
	与那	与那・謝敷・佐手・辺野喜・宇嘉	2	5	
	辺戸	辺戸	4	2	
	奥	奥	2	2	
	安波	安田・安波	2	3	
伊江	大水・東・佐辺・中	伊江島	32	0	掟神
伊平屋	伊是名・野甫・我喜屋・田名	伊是名・諸見・勢理客・野甫・島尻・我喜屋・田名	34	0	根神・掟神
栗国	栗国・花城	花城・栗国	9	0	根神・居神・根人
渡名喜	渡名喜	渡名喜島・難れ出砂	6	0	根神・根人
鳥島	アケシ・アマミ	鳥島	9	0	
座間味	座間味	座間味・阿真・阿佐・阿嘉・慶留真	23	0	根神・掟あむ・根人
渡嘉敷	渡嘉敷	渡嘉敷・小嶺・阿波連・前慶良間	25	0	根神・掟あむ
具志川	君南風・具志川・仲地・山城・西銘・兼城	具志川・仲地・西銘・兼城・山城	29	0	根神

仲 里	比屋定・宇根・ 比嘉	儀間・比屋定・島尻・宇 根・真謝・比嘉	29	0	根神・根人
-----	---------------	------------------------	----	---	-------

- 29) 琉球国由来記巻13, 佐敷間切条。
- 30) 近世地方経済史料巻9「土地制度」, 巻10「古老集記類の1」。
- 31) 村落発祥の家のごとで, 琉球国由来記では, 「根所火神」の名称でみえているものもある。すなわち, 真壁間切名城・古波蔵・安里, 摩文仁間切石原, 南風原間切照屋, 大里間切平川・稲嶺, 知念間切知名・中里・鉢嶺・下敷屋, 西原間切我謝・末吉, 恩納間切瀬良垣・安富祖・前兼久, 金武間切屋嘉, 本部間切伊野波・嘉津宇・備瀬・辺名知・石嘉波・健堅, 伊江島本十三里・徳十三里・佐辺地・玉城地・前スカ地・島中地・中村渠地・伊是名大水地・セヤタ地・大城地などである。ほかに根屋・根屋之殿という拝所がある。ここにも火の神が祀られていたのであろう。そして大里間切平川村の根所火神は高宮城村在のノロが, 稲嶺村の根所火神は湧稲国在のノロが祀っていたから, 根所はかならずしもノロ殿内と一致しない。伊江島のように, 部落発祥の一つ一つに根所があり, そしてそこが拝所になっているのが本体である。
- 32) 女官御双紙下巻「諸間切諸嶋のろくもい」条。
- 33) おもろ巻1の36。
- 34) おもろ巻1の25, 巻3の55。
- 35) おもろ巻1の5。
- 36) 中山正譜巻6, 尚真王弘治13年条。
- 37) 宮古島旧記・宮古史伝参照。
- 38) 琉球古今記所収「琉球史上に於ける武力と魔術との考察」参照。
- 39) 羽地仕置寛文7・4・23寛。
- 40) 球陽巻之七, 尚貞王5年条。
- 41) 球陽巻之七, 同上条。
- 42) 球陽巻之十。